たゞひて籤を掣り其産業の境界ハサリデお及び　十一　また西お上りてマララに至りダバセラに達しヨク子ア
ムの前なる河に達し　十二　サリデよりして東の方日のいづる方にまごりてキスロテタボルの境界おいたり
ベラに出でヤピアに上り　十三　彼處より東の方ガテヘペルにわたりてイッタカジンにいたり子アまで廣ごゞる
ところのリンモンに至りて盡き　十四　また北にまむりてハンナトンにいたりエフタエルの谷にいたりて盡く
十五　カッタテ、ナハラル、シムロン、イダラ、ベテレヘムおよびの十二邑おらびに之につける村々あり　十六　ゼブル
ンの子孫がその宗族にまたがひて獲たる産業おびろの邑と村とハ是のごとし○　十七　第四にイッサカルす
おはちイッサカルの子孫のためにその宗族にまたがひて籤を掣り　十八　ろの境界の包括る處ハエズレル、ケ
スロテ、シユネム、　十九　ハバライム、シオン、アナハラテ、　二十　ラビテ、キシン、エベツ、　二一　レメテ、エンガンニム、
エンハダ、ペテパッセツなどあり　二二　ろの境界タボル、シヤハヅマおよびベテシメシに達しその境界ヨルダ
ンにいたりて盡く其邑あはせて十六また之につける村々あり　二三　イッサカルの子孫の支派がろの宗族に
たゞひて獲たる産業および其邑々村々ハ是の如し○　二四　第五にアセルの子孫の支派のためにろの宗族に
たゞひて籤を掣り　二五　その境界の内ハヘルカテ、ハリ、ベテン、アクサフ、　二六　アランメレク、アマデ、ミシヤル
なり其境界西の方カルメルに達しまたシホルリブナテに達し　二七　日の出る方に折てベテダゴンにいたりゼ
ブルンに達し北れ方イプタヘルの谷のベテエメクおよびチイエルお達し左してカブルお出で　二八　エブロン、
レホブ、ハンモン、カナにわたりて大シドンにまでいたり　二九　ラマに旋りツロの城に及びまたホサに旋りア
クジブの邊わて海おいたりて盡く　三十　またウンマ、アペク、およびレホブありその邑あはせて二十二また之
につける村々あり　三一　アセルの子孫の支派がろの宗族にまたがひて獲たる産業おなびその邑々村々ハ是のお
とし○　三二　第六にナフタリの子孫のためにナフタリの子孫の宗族にまたがひて籤を掣り　三三　ろの境界ハヘ
レフより卽ちザアナイムの櫸の樹より起りアダミ子ケブおよびヤブニエルを經てラクムにいたりヨルダ
ンにいたりて盡く　三四　而してその境界西に旋りてアズノテタボルにいたり彼處よりホッコクに出で南ハゼ
ブルンに達し西ハアセルに達し日れ出る方ハヨルダンの邊にてユダに達す　三五　ろの堅固なる邑々ハヂデム、
ゼル、ハンマテ、ラッカラ、キン子レテ、　三六　アダマ、ラマ、ハゾル、　三七　ケデシ、エデレイ、エンハゾル、　三八　イロン、
ミグダルエル、ホレム、ベテアナテ、ベテシメシなど合せて十九邑又これにつける村々あり　三九　ナフタリの
子孫の支派がろの宗族にまたがひて獲たる産業おなびろの邑々村々ハ是のごとし○　四十　第七にダンの子孫
の支派のためにろの宗族にまたがひて籤を掣り　四一　その産業の境界の内ハゾラ、エシタオル、イルシメシ、
四二　シヤラビム、アヤロン、イテラ、　四三　エロン、テムナ、エクロン、　四四　エルテケ、ギベトン、バアラテ、　四五　エホデ、
ベ子ベラク、ガテリンモン、　四六　メヤルコン、ラッコン、ヨッパと相對ふ地おごあり　四七　但しダンの子孫の境界
ハ初よりハ廣くなれゝ其ハダンの子孫上りゆきてライシを攻取り刃をもちておれを擊ほろぼし之を獲て
其處お住たをバなり而してろの先祖ダンの名にまたがひてライシをダンと名けたり　四八　ダンの子孫の支派
がその宗族にまたがひて獲たる産業おなびその邑々村々ハ是のおとし○　四九　かく境界を畫りて産業の地を
與ふることを終ぬ而してイスラエルの子孫おのゞの中にてヌンの子ヨシユアお産業を與へたり　五十　すおは
ちエホバの命おまたがひて彼にその求むる邑を與ふエフライムの山地なるテムナテセラ是なり、彼ろの
邑を建あはして其處に住む○　五一　祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長
等がシロにおいて集會の幕屋の門にてエホバの前に籤をもて分與へし産業ハ是のごとし斯地を分つこと

を終たり

第二十一章

一 茲にエホバヨシユアに告て言たまひけるハ　二 汝イスラエルの子孫に告て言へ汝等モーセによりて我が汝らに語りおきし逃遁の邑を擇び定め　三 誤りて知ずに人を殺せる者を其處に逃れ去めよ是ハ汝らが仇打する者を避て逃るべき處なり　四 斯る者ハ是等の邑の一ヽ逃れゆき邑の門の入口に立てその邑の長老等の耳にその事情を述べし然る時ハ彼ら之をその邑に受れ處を與へて己の中に住去むべし　五 假令仇打する者追ゆくとも彼らその人を殺せる者を之が手に交すべからず其ハ彼知ずして人を殺せるにて素より之を惡みをりしに非れバなり　六 その人ハ會衆の前に立て審判を受るまで其時の祭司の長の死る迄その邑に住をるべし然る後その人を殺せる者己の邑に歸り往てその家おいたり己が逃いでし邑に住むべし　七 爰にナフタリの山地おるガリラヤのケデシ　エフライムの山地なるシケムおよびユダの山地なるキリアテアルバ（ずなわちヘブロンを）之がために分ち　八 またヨルダンの彼旁エリコの東の方にてハルベンの支派の中より平地おる荒野のベゼルを擇び定めガドの支派の中よりギレアデのラモテを擇び定めマナセの支派の中よりバシヤンのゴランを擇び定めたり　九 是すなわちイスラエルの一切の子孫および之が中に寄寓をる他國人のために設けたる邑々にして凡て人を誤より殺せる者を此に逃れしめ其會衆の前に立ざる中に仇打の手に死るがおときことなからしめんためなり

第二十一章

一 茲にレビの族長等來りて祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の族長等の許にいたり　二 カナンの地シロにおいて之に語りて言ふエホバかつて我らに住べき邑々を與ふることおよびその郊地を我らの家畜のために與ふる事をモーセによりて命じおきたまへりと　三 イスラエルの子孫すなわちエホバの命に去たがひて自己の產業の中より左の邑々とその郊地とをレビ人に與ふ　四 先コハテ人の宗族のために籤を擲り祭司アロンの子孫たるレビ人籤によりてユダの支派の中シメオンの支派の中およびベニヤミンの支派の中より十三の邑を獲　五 その餘のコハテの子孫は籤によりてエフライムの支派の宗族の中、ダンの支派の中、マナセの支派の半の中より十の邑を獲たり　六 またゲルシヨンの子孫は籤によりてイッサカルの支派の宗族の中アセルの支派の中ナフタリの支派の中およびバシヤンおるマナセの支派の半の中より十三の邑を獲たり　七 またメラリの子孫は其宗族おもたがひてルベンの支派の中、ガドの支派の中およびゼブルンの支派の中より十二の邑を獲たり　八 イスラエルの子孫ヱホバのモーセおよりて命じたまひし所に去たがひて此の邑々とその郊地とを籤およりてレビ人お與ふ　即ち先ユダの子孫の支派の中およびシメオンの子孫の支派の中より左お名を擧たる邑々を與ふ　十 是ハレビの子孫すなはちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十一 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十二 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十三 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十四 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十五 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十六 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十七 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十八 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　十九 祭司アロンの子孫おなるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の郊地をこれに與ふ此アルバハアナクの父なりきその邑の田野およびその村々ハこれをエフンヱの子カレブお與へて所有とおさしむ　二十 この他のコハテの子孫

ケ 曾廿〇七

あるレビ人の宗族籤およりてエフライムの支派の中より邑を獲たり 二一すなはち之お與へし者は人を殺せる者の逃るべき邑なるエフライムの山地のシケムとその郊地およびゲゼルとその郊地、二二キブザイムとその郊地、ベテホロンとその郊地など四の邑なり 二三又ダンの支派の中より分ちて與へし者どエルテケとその郊地、ギベトンとその郊地 二四アヤロンとその郊地、ガテリンモンとその郊地など四の邑あり 二五又マナセの支派の半の中より分ちて與へし者いタアナクとその郊地、ガテリンモンとその郊地など二の邑なり 二六外のコハテの子孫の宗族の邑と合せて十また之おつける郊地あり 二七ゲルションの子孫たるレビ人の宗族お與へし者はマナセの支派の半の中よりい人を殺せる者の逃るべき邑あるバシヤンのゴランとその郊地およびベエシテラとその郊地など二の邑なり 二八イッサカルの支派の中よりいキシオンとその郊地、ダベラとその郊地、二九ヤルムテとその郊地、エンガンニムとその郊地など四の邑なり 三十アセルの支派の中よりはミシヤルとその郊地、アブドンとその郊地、三一ヘルカテとその郊地、レホブとその郊地など四の邑あり 三二ナフタリの支派の中よりい人を殺せる者の逃るべき邑なるガリラヤのケデシとその郊地およびハンモテドルとその郊地、カルタンとその郊地など三の邑あり 三三ゲルション人がうの宗族お去たがひて獲たる邑い合せて十三邑おして又これお屬る郊地あり 三四この餘のレビ人なるメラリの子孫の宗族お與へし者いゼブルンの支族の中よりはヨクテアムとその郊地、カルタとその郊地、三五デムナとその郊地、ナハラルとその郊地など四の邑なり 三六ルベンの支派の中よりいベゼルとその郊地、ヤハツとその郊地、三七ケデモテとその郊地、メパアテとその郊地など四の邑なり 三八ガドの支派の中よりい人を殺せる者の逃るべき邑なるギレアデのラモテとその郊地おおよびマハナイムとその郊地、三九ヘシボンとその郊地、ヤゼルとその郊地など合せて四の邑 四十これ是

ケ 民三五〇七

ユ 創十三〇十五、十五〇十八、二五〇三、二八〇四、十三 曾廿一〇廿三、廿二〇四

メ 曾廿一〇廿三、廿二〇四

ミ 申七〇二四

シ 曾廿三〇十四

フ 曾廿一〇六 代上六〇七一

コ 曾廿〇八

エ 曾廿〇七

テ 曾廿一〇七 代上六〇七七

ア 曾廿〇八

サ 曾廿〇八

みお外のレビ人なるメラリの子孫どもの宗族お去たがひて獲たる邑々なり 四一其籤およりて獲たる邑を合せて十二 四一イスラエルの子孫の所有の中おレビ人どの有る邑々を合せて四十八邑、又之おつける郊地あり 四二この邑々を各々その周圍お郊地あり此邑々みな然り〇 四三かくエホバイスラエルお與へんとその先祖等お誓ひたまひし地をことごとく與へたまひければ彼ら之を獲て其處に住り 四四エホバ凡てその先祖等お誓ひたまひし如く四方おおいて彼らに安息を賜へり其すべての敵の中お一人も之お當ることを得る者おかりき、エホバかれらの敵をことごとくその手お付したまへり 四五エホバがイスラエルの家に語りたまひし善事い一だお缺すして悉くみな來りぬ

第二十二章

一 茲にヨシュアルベン人、ガド人およびマナセの支派の半を召て 二これお言けるい汝らはエホバの僕モーセが汝らに命ぜし所をことごとく守り又わが汝らに命ぜし一切の事おおいて我言お聽き、たがへり 三汝らい今日まで日ひさしく汝らの兄弟を離れずして汝らの神エホバの命令の言を守り來り 四今いまエホバ汝らの神エホバおんぢらの兄弟お向お宣まひし如く安息を賜ふお至れり、然ば汝ら身を轉らしてエホバの僕モーセごの汝らお與へしヨルダンの彼方ある汝等の產業の地お歸りて自己の天幕おゆけ 五只エホバの僕モーセごの汝らお命じおきし誡命と律法とを善く謹しみて行ひ汝らの神エホバを愛しうの一切の途お步みその命令を守りて之お附去、たごひ心を盡し精神を盡して之お事ふべしと 六かくてヨシュア彼らを祝して去をめければ彼らいうの天幕お往り 七マナセの支派の半にいモーセバシヤンおて產業を與へおけり、うの他の半おいヨシュアヨルダンの此旁西の方にてその兄弟等の中お產業を與ふ、ヨシュア彼らをその天幕に歸し遣るに當りて之を祝し 八これに告て言けるは汝ら衆多の貨財夥多しき家畜金銀銅鐵およびト 曾十七〇五

イ 民廿二〇廿 前三〇十八 ロ 曾一〇十六、十七

ハ 民廿二〇廿三 申二九〇八 ニ 申六〇六、十七、十一〇廿二

ホ 申十〇十二

ヘ 創四七〇七 出三九〇四 三曾十四〇十三 得十六〇十八 路二四〇五十

ナ 民廿一〇二七 母上廿〇二四
ラ 民廿二〇一、二六、二九
ム 民廿二〇二五、二七
ワ 申十三〇十二 士廿〇十二
ヰ 士廿〇一
ノ 民廿二五〇七 民二五〇七 申十三〇十四 士廿〇十二
オ 申十三〇十二 士廿〇十二
ク 申十二〇十三 申四〇三
ヤ 利十七〇八、九 申十二〇
マ 民二五〇三四 申四〇三
ケ 民十六〇廿二
フ 申十八〇一

多しき衣服をもちて汝らの天幕に歸り汝らの敵より獲たるその物を汝らの兄弟の中に分つべしと○九
爰にルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半ハ ヱホバのモーセによりて命じたまひし所ヲ循ひ
て己の所有の地すなはち已に獲たるギレアデの地に往んとてカナンの地のシロよりしてイスラエルの子
孫に別れて歸りけるが　十 ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地のヨルダンの岸邊
にいたるにおよびて彼處ヲてヨルダンの傍ヲ一の壇を築けりその壇ハ大にして遙に見えわたる　十一 イスラ
エルの子孫ハルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地の前の部にてヨルダンの岸邊
イスラエルの子孫に屬する方にて一の壇を築けりと言ふを聞り　十二 イスラエルの子孫これを聞と齊しくイ
スラエルの子孫の會衆ことごとくシロヲ集まりて彼らの所に攻のぼらんとす　十三 イスラエルの子孫すなは
ち祭司エレアザルの子ピネハスをギレアデの地に遣はしてルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派
の半の所に至らしめ　十四 イスラエルの各々の支派の中より父祖の家の牧伯一人づゝを擧て合せて十人の牧
伯を之に伴あそしむ、是みなイスラエルの宗族の中にて父祖の家の長たる者ありき　十五 彼らギレアデの地
に往きルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半にいたりて之に語りて言けらく　十六 ヱホバの全會
衆のく言ふ汝らイスラエルの神にむかひて愆を犯し今日すでに翻へりてヱホバに從がはざらんとし即ち
己のために一の壇を築きて今日ヱホバヲ叛かんとするハ何事ぞや　十七 ペオルの罪われらに足ざらんや之ぞ
ためにヱホバの會衆に災禍くだりたりしのどもわれら今日までも尚身を潔めてうの罪を棄ざるなり　然る
に汝らハ今日ひるがへりてヱホバに從ざらんとするや、汝ら今日ヱホバに叛けば明日ハヱホバイス
ラエルの全會衆を怒りたまふべし　十九 然なごら汝らの所有の地もし潔からずバヱホバの幕屋のたてるヱホ
ハの產業の地に濟り來て我らの中にて所有を獲よ、惟われらの神ヱホバの壇の外に壇を築きてヱホバに
叛く勿れまた我らに悖るなかれ　二十 ゼラの子アカン詛はれし物につきて愆を犯し、つひにイスラエルの全
會衆に震怒臨ませしにあらずや且また其罪にて滅亡し者ハ彼人ひとりのみあらざりき　二一 ルベンの子孫、ガ
ドの子孫およびマナセの支派の半答へてイスラエルの宗族の長等ヲ言けるは　二二 諸の神の神ヱホバ諸の
神の神ヱホバ知しめす、イスラエルも亦知んもし叛く事あるひハヱホバヲ罪を犯す事ならバ汝今日我ら
を救ふなかれ　二三 我らが壇を築きし事もし翻ごのへりてヱホバに從ごはざらんが爲あるか又ハうの上に酬恩祭の犧牲を獻げんが爲あるか又は其上に燔祭素
祭を獻げんが爲あるか又ハうの上に酬恩祭の犧牲を獻げんがためならバヱホバそづからうの罪を問討し
たまへ　二四 我等ハ遠き慮をもて故に斯なしたるなり即ち思ひけらく後の日にいたりて汝らの子孫われら
の子孫に語りて言ならん汝らハイスラエルの神ヱホバと何の關係あらんや　二五 ルベンの子孫およびガドの
子孫よヱホバ我らと汝らの間にヨルダンを界とおしたまへり、汝らハヱホバの中に分あしと斯いひて汝
んぢらの子孫われらの子孫をしてヱホバを畏るゝことを息しめんと　二六 是故に我ら言けらく我らいま一の
壇を我らのために築かんと是燔祭のために非ずまた犧牲のために非ず　二七 但し之をして我らと汝らの間お
よび我らの後の子孫の間に証とならしめて我ら燔祭犧牲および酬恩祭をもてヱホバの前にその職務を爲
さんがためなり然せバ汝らの子孫後の日にいたりて我らの子孫に汝らハヱホバの中に分なしと言こと無
らん　二八 是をもて我ら言り彼らが我らまたハ後の日に我らの子孫に然いはゞうの時我ら言ん我らの父祖の
築きたりしヱホバの壇の模形を見よ是ハ燔祭のためにも非ずまた犧牲のためにもあらず我らと汝らとの
間の証なり　二九 ヱホバに叛き翻へりて今日ヱホバに從がふことを息め我らの神ヱホバの幕屋の前にあるそ

ツ 雫七〇一、五
子 申十〇十七
ナ 王上八〇三九 伯十〇七、廿三〇十、詩四四〇廿一、百廿九〇一二 耶十二〇三 哥後十一〇十一、卅一
ラ 申十八〇十九 母上廿〇十六
ム 創廿一〇四八 雫二四〇二 七、廿二〇三四 申十二〇五、六、十一、十二、十七、十八、二六、二七
ウ 申十二〇十七、十八、二六、二七

非 申十二〇十三、十四

の祭壇の外に燔祭素祭犧牲などのために壇を築くことゝ我らの絕て爲ざる所なり〇 二十 祭司ピネハスおよ

ノ 利二六〇十一、十二　代下十五〇二

び會衆の長等即ち彼と偕もなるイスラエルの宗族の首等はルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの子孫

が述たる語を聞て善とせり 三一 祭司エレアザルの子ピネハスすなはちルベンの子孫、ガドの子孫およびマ

ナセの子孫に言けるは我ら今日ヱホバの我らの中に在すを知る、其は汝らヱホバにむかひて此愆を犯さ

ざれバなり今なんぢらはイスラエルの子孫をヱホバの手より救ひいだせりと 三二 祭司エレアザルの子ピネ

ハスおよび牧伯等すなはちルベンの子孫およびガドの子孫に別れてギレアデの地よりカナンの地に歸り

イスラエルの子孫にいたりて復命をけるに 三三 イスラエルの子孫これを善とせり而してイスラエルの子孫

神を讃めルベンの子孫およびガドの子孫の住をる國を滅ぼしに攻上らんと重ねて言ざりき 三四 ルベンの子

孫およびガドの子孫その壇をエド（證）と名けて云ふ、是は我らの間にありてヱホバは神にいますとの証

をなす者なりと

第二十三章

一 ヱホバイスラエルの四方の敵をことゞく除きて安息をイスラエルに賜ひてより久しき後すなはちヨシユア年邁みて老たる後 二 ヨシユアイスラエル一切のイスラエル人すなはち其長老首領裁判人官

吏おのを招きよせて之に言けるは 三 我は年すゝみて老ゆ、汝らヰ已に汝らの神ヱホバが汝らのためおこの

もろ〳〵の國人に行ひたまひし事を盡く見たり即ち汝らの神ヱホバみづから汝らのためおに戰ひたまへり

四 視よ我ヨルダンより日の入る方大海までの此もろ〳〵の漏のこれる國々および已に滅ぼしたる一切の

國々を籤にて汝らに分ちて汝らの支派の產業となさしめたり 五 汝らの神ヱホバみづから汝らの前よりう

の國民を打攘ひ汝らの目の前よりこれを逐はらひたまはん而して汝らは汝らの神ヱホバの汝らに宣まひ

しごとく之の地を獲にいたるべし 六 然バ汝ら勵みてモーセの律法の書に記されたる所を盡く守り行おこ

へ之を離れて右にも左にも曲るなかれ 七 汝らの中間おに遺りをる是等の國人の中に往なかれ、彼らの神の

名を唱ふるなかれ、之を指て誓はむる勿れ、又これに事へてこれを拜むなかれ 八 惟今日まで爲たるごとく

汝らの神ヱホバに附たゞのへ 九 それヱホバ大にして且強き國民を汝らの前より逐はらひたまへり汝ら

にい今日まで當ることを得る人一箇もあらざりき 十 汝らの一人い千人を逐ことを得ん、其い汝らの神ヱ

ホバ汝らに宣まひしごとく自ら汝らのためおに戰ひたまへバなり 十一 然む汝ら自ら善く愼しみて汝らの神ヱ

ホバを愛せよ 十二 然らずして汝ら若後もどりしつゝ是等の國人の漏のこりて汝らの中間に止まる者等と親

しくなり之と婚姻をなして互おに相往來ゑなば 十三 汝ら確く知れ汝らの神ヱホバかさねて是等の國人を汝ら

の目の前より逐はらひたまはじ、彼ら反て汝らの羂となり汝らの脇おに鞭となゝ汝らの目おに荊となりて汝ら遂おに汝らの神ヱホバの汝らおに賜ひしこの美地より亡び絕ん 十四 視よ今日われ世人の皆ゆく途

を行んとす、汝らい一心一念おに善く知るならん汝らの神ヱホバの汝らおつきて宣まひし諸の善事い一も

缺る所なのりき皆なんぢらおに臨みてその中一も缺たる者なきなり 十五 汝らの神ヱホバの汝らに宣まひし諸

の善事の汝らおに臨みしごとく ヱホバまた諸の惡き事を汝らおに降して汝らの神ヱホバの汝らおに與へしこの

美地より終おに汝らを滅ぼし絕たまはん 十六 汝ら若なんぢらの神ヱホバの汝らおに命じたまひしその契約を犯

し往て他神おに事へてこれおに身を鞠むるに於ていヱホバの震怒なんぢらに向ひて燃いでゝなんぢらヱホバ

に與へられし善地より迅速おに亡びうせん

第二十四章

一 茲おにヨシユアイスラエルの一切の支派をシケムおに集めイスラエルの長老首領裁判人官

ト 民廿三〇五三

ヘ 申廿一〇二八、廿二〇一　書二四〇一

ホ 書十三〇二、六、十八〇十　四〇十一　申十一〇廿三、三二　書十三〇六

ニ 出十四〇十四　書十〇十　四、四二

ロ 書十三〇一　申卅一〇二八　書二四〇一　代上二八〇一

イ 書廿一〇四四、廿二〇四

オ 代上二九〇廿　尼八〇六　但二〇十九　路二〇二八

ク 書二四〇二七

チ 書一〇七

リ 申五〇廿二、二八〇十四

ヌ 出廿三〇廿三　申七〇二、三　歳四〇十四　申五〇十

一 出廿三〇十三　詩十六〇四　耶五〇七　書一〇五　民卅二〇三八

ル 申十〇廿、十一〇廿二、十三〇四　書廿二〇五

ヲ 申十一〇廿三

カ 書一〇五

ヨ 利二六〇八　申廿二〇卅　出三〇卅一、十五〇十五　哥下廿三〇八

タ 出十四〇十四、廿三〇二七　申三〇廿二〇五

レ 書廿三〇五

ソ 來十〇三八、三九　彼後二〇廿、廿一

ツ 申七〇二

子 出三〇三

ナ 出廿三〇卅三　民卅三〇五　五　申七〇十六　王上十一〇四

ヲ 王上二〇二　來九〇二七

ム 書廿一〇四五　路廿一〇卅三

ウ 申二八〇六三

非 利二六〇十六　申二八〇十五、廿六

イ 創三五〇四

ロ 書廿三〇二

東なるを招きよせて諸其の神の前に進みいで 二 而してヨシユアすべての民に言けるはイスラエルの神ヱ
ホバかく言たまふ汝らの遠祖すなわちアブラハムの父たりしテラのごときナホルの父たりしテラのごときが在昔河の彼
旁に住て皆他神に事へたりしが 三 我なんぢらの先祖アブラハムを河の彼旁より携へ出してカナンの全地
を導きてすぎその子孫を増んとして之にイサクを與へたり 四 而してイサクにヤコブとエサウを與へエサ
ウにセイル山を與へて獲させたりまたヤコブとその子等はエジプトに下れり 五 我モーセおよびアロンを
遣はしまた災禍をエジプトに降せり我がうの中に爲たる所の事のごとし而して後れ汝らを導き出せ
り 六 我なんぢらの父をエジプトより導き出し汝ら海に至りしにエジプト人戰車と騎兵とをもて汝らの後
を追て紅海に來りけるが 七 汝らの父等ヱホバに呼はりければヱホバ黑暗を汝らとエジプト人との間に置
き海を彼らの上に傾むけて彼らを淹へり汝らは我がエジプトにて爲たる事を目に觀たり斯て汝らは日ひ
さしく曠野に住れり 八 我またヨルダンの彼旁にすめるアモリ人の地に汝らを携さへいれたり彼ら汝ら
と戰ひければ我かれらを汝らの手に付しかれらの地をなんぢらに獲しめ彼らを汝らの前より滅ぼし去り
時にモアブの王チッポルの子バラク起てイスラエルに敵し人を遣はしてベオルの子バラムを招きて汝
らを詛はせんとせしが 九 我バラムに聽ことを爲ざりければ彼かへつて汝らを祝せり斯われ汝らを彼
の手より救出せり 十 而して汝らヨルダンを濟りてエリコに至りしにエリコの人々すなわちアモリ人、ペ
リジ人、カナン人、ヘテ人、ギルガシ人、ヒビ人、エブス人等なんぢらに敵したりしが我これらを汝らの手
に付せり 十一 われ黃蜂を汝らの前に遣はして彼のアモリ人の王二人を汝らの前より逐去らへり汝らの劍ま
たは汝らの弓を用ゐて斯せしにあらず 十二 而して我なんぢらが勞せしにあらざる地を汝らに與へ汝らが建たる
邑を汝らに與へたり汝らは今その中に住る汝らは亦己が作りたるにあらざる葡萄園と橄欖園とを
つきて食ふ 十三 然ば汝らヱホバを畏れ赤心と眞實とをもて之に事へ汝らの先祖が河の彼邊およびエジプ
トにて事へたる神を除きてヱホバに事へよ 十四 汝ら若ヱホバに事ふることを惡とせば汝らの先祖が河の彼
邊にて事へし神々にもあれ又いま汝らが今在る地のアモリ人の神々にもあれ汝らの事ふべき者を今日選べ、
但し我と我家とは共にヱホバに事へん 十五 民こたへて言けるはヱホバを棄て他神に事ふることは我等ゆる
めて爲じ 十六 其は我らの神ヱホバみづから我儕と我らの先祖とをエジプトの地奴隸の家より導き上りかつ
我らの目の前にかの大なる徵を行なひ我らが往し一切の路にて我らを守りまた我らが其中間を通りし一
切の民の中にて我らを守りたまひければなり 十七 而してヱホバ此地に住をりしアモリ人などいふ一切の民
を我らの前より逐そらひたまへり然ば我らもヱホバに事へん彼は我らの神なればなり 十八 ヨシユア民に言
けるは汝らヱホバに事ふること能はざらん其は彼は聖神また妬をたまふ神なりて汝らの罪愆を赦した
まはざればなり 十九 汝ら若ヱホバを棄て他神に事へなば汝らに福祉を降したまへる後にも功ひるがへりて
汝らに災禍を降して汝らを滅ぼしたまはん 二十 民ヨシユアに言けるは否我ら必ずヱホバに事ふべしと
ヨシユア民に向ひて汝らはヱホバを選びて之に事へんといへりなんぢら自ら己の証人たりと言ければ皆
我らは証人なりと答ふ 二十一 ヨシユアまた言けるは然ば汝らの中にある異なる神を除きてイスラエルの神ヱホバ
に汝らの心を傾むけよ 二十二 民ヨシユアに言けるは我らはヱホバに事へ其聲に我らは聽ん 二十三 ヨシユア
すなわち其日民と契約を結びシケムにおいて法度と定規とを彼らのために設けたり 二十四 ヨ
シユアこれらの言を神の律法の書に書るし大なる石をとり彼處にてヱホバの聖所の傍なる櫧の樹の下

に於てこれを立たり 二十五 ヨシユア民に言けるは視よこの石は我らに證據となるべし是は我らに
語たまへる耶和華の言を皆聽たればなり此は汝らの神を欺ざらんために汝らに證據となるべし
二十六 ヨシユアすなわち此等の事を書てこれを神の律法の書に録し 二十七 ヨシユア衆民に言けるは視よ
此石は我らに證據となるべし是は耶和華が我らに語たまへる言を皆聽たればなり此は汝らの神を欺ざ
らんために汝らに證據となるべし 二十八 ヨシユア民を各其嗣業に遣したり 二十九 此事の後ヌンの子ヨシユ
ア耶和華の僕死たり年一百十歳なりき 三十 人々ヨシユアをその嗣業の境エフライムの山地のティムナテセラ
に葬れり 三十一 ヨシユアの世およびヨシユアの後に在て耶和華がイスラエルのために爲たまへる一切の事を
知たる長老等の世イスラエル民ヱホバに事へたり 三十二 またヨセフの骨をイスラエルの子孫がエジプトより
携へ上りしがシケムの邑の地のヤコブがシケムの父ハモルの子等の手より百ケシタにて買たる分に葬れり
此はヨセフの子孫の產業となれり 三十三 またアロンの子エレアザル死たり人々これをその子ピネハスの
山地のエフライムにて與へられたるピネハスの邑ギベアに葬れり